

[研究論文]

# 「第三次日中民間貿易協定 とアメリカの対応」

増田 弘（本学国際社会学部教授）

- (1) はじめに
- (2) 鳩山内閣の成立とアメリカの対応
- (3) 中国貿易使節団来日以前の状況とアメリカの対応
- (4) 第三次日中民間貿易協定交渉の難航とアメリカの対応
- (5) 第三次日中民間貿易協定の成立
- (6) おわりに

## (1) はじめに

戦後の日本経済は、敗戦までに壊滅的打撃を被り、しかも失業者の増大と食糧危機の進行、物不足によるインフレによって破綻寸前の状態にあった。この窮状から脱するため、生産回復・不況克服の切り札として関心を集めたのが日中貿易であった。というのも戦前における日本の対中貿易は、輸出全体の約二割強を占め、また輸入も一割を超えるなど、有力な市場であったからである。日中貿易再開の動きは中華人民共和国誕生直前の一九四九（昭和二四）年春から日本側にあり、野党や労組、学者や文化人などを中心に「中日貿易促進会」、また超党派の国会議員三〇〇余名による「中日貿易促進議員連盟（のち日中貿易促進議員連盟、以下「日中議連」と略す）」が相次いで結成され、軽金属や農産物を主体とする日中貿易が再スタートを切った。ところが

翌五〇（同二五）年六月に勃発した朝鮮戦争が東アジア情勢を極度に悪化させ、しかも晩秋には米中両軍が交戦する事態へと進んだため、同年末に日中貿易は停止を余儀なくされた。

とはいえ一九五一（同二六）年七月に朝鮮休戦交渉が開始されると、アメリカによる中国封鎖政策が多少緩和され、日中貿易も漸次回復の方向へと進むのではないかとの期待も膨らんだ。そのような中で、翌五二（同二七）年一月に「国際経済懇話会」<sup>(1)</sup>が結成され、四月に開催されるモスクワ国際経済会議に代表を送る方針を固めた。アメリカの意向を重視する吉田政権はビザの発行を認めなかったにもかかわらず、帆足計・前参議院議員（緑風会）、宮腰喜助・衆議院議員（改進黨）、高良とみ・参議院議員（緑風会）の三名が密かにモスクワへ向かい、高良一人が日本代表として会議参加を果たして、総額三億ドル以上の契約を成立させた。その後モスクワで集合した三者は、帰路、日本の政治家として初めて新中国に入り、六月一日に北京で「第一次日中民間貿易協定」を調印したのである。バーター貿易に基づく輸出入額各三千万英ポンド（約三〇〇億円）という小規模な内容ではあったが、日本政府を出し抜いた大胆な行為は各方面に衝撃を与えた。

その後この民間貿易協定は、第二次協定（一九五三年七月）、第三次協定（一九五五年五月）、第四次協定（一九五八年三月）と継続され、貿易拡大を中心軸として日中関係は着実に緊密化していく。すでに日本国内では通商の自主性回復とともに、対中貿易政策を再検討すべきであるとの声が高まっており、不況にあえぐ業界では、景気の突破策として日中貿易の再建を渴望する機運が強まっていた。このような日本の経済状況に対して中国政府は、“政経不可分”原則に基づく「積み上げ方式」を推進することで、最終的に日本との国交正常化を実現させようとした。一九五四（同二九）年末に成立した鳩山政権も、吉田前政権期の“政経分離”原則を踏襲しながらも、対ソ関係と同様に、

中国との国交回復の可能性を模索していくのである。

ところがアメリカ政府は断固として日中貿易の促進を許そうとはしなかった。ましてや日中国交回復など絶対に認め難いものであった。すでにアメリカは一九四九（同二四）年以降、対共産圏輸出統制委員会（通称ココム（COCOM））を通じて共産圏諸国に対する戦略物資の統制に着手していたが、朝鮮戦争で中国軍と交戦したことにより、新たに中国を統制の対象とする中国委員会（通称チンコム（CHINCOM））をココムの下部機関として設置させた<sup>(2)</sup>。とくに一九五三（同二八）年一月、アイゼンハワー共和党政権の國務長官に就任したダレス（John F. Dulles）は、日本の対中ソ外交や日本の中立化の動きに細心の注意を払い、とくに鳩山政権の共産圏接近策を牽制し、時には公然と政治介入することさえ躊躇しなかった。

以上のように一九五〇年代中期における日中両国の接近は、アメリカ側の強い反発を招いた。そのような緊張の中で、一九五五（同三〇）年の第三次日中民間貿易協定交渉が開始されたのである。積み上げ方式の機が熟したと判断した中国政府は、戦後最大規模の貿易使節団を日本へ送り込み、通商代表部に政府機関並みの外交特権を付与させることを働きかけるなど、これまでの経済レベルから政治レベルへの移行を目指した。これに対して日本側も、国際経済懇話会に代わる「国際貿易促進協会（いわゆる国貿促）」が中心となって日中交渉に万全を尽くそうとしたが、多くの国内経済団体や企業はアメリカや台湾からの圧力に屈するなど、内部の態勢維持に苦慮することとなった。同時に鳩山政権もアメリカ政府からの強い抵抗に直面した結果、閣僚間の意見対立を生じ、最終的には鳩山首相による玉虫色の「協定容認発言」をもって事態の收拾を図ったのである。

本稿では、この第三次協定をめぐる日中交渉とは一体どのようなものであったのか、またアメリカ政府は日中交渉に対してどのように牽

制ないし介入したのか、それに対して日中両国はどう対応したのかに焦点を絞り、一九五〇年代中期の複雑な日中米三角関係の実態を明らかにする。以上のような研究目的のため、日中関係資料<sup>(3)</sup>や新聞記事(『朝日新聞』を中心)のほか、米国立公文書館(NARA)で収集した米國務省文書などアメリカ側資料を用いて分析と考察を行う。<sup>(4)</sup>日中両国における一次資料が制約されている現状では、アメリカ政府文書の活用が不可欠であり、もっとも有益な手法であろう。

注

- (1) 帆足計、石橋湛山(衆院議員・自由党、のち通産相・首相)、経済界の村田省藏(大阪商船会長)や北村徳太郎(親和銀行頭取のち衆院議員・改進黨)ほか、平塚常次郎(日魯漁業社長のち衆院議員・自由党)、安川第五郎(安川電機会長)、風見章(衆院議員・社会党)、鮎川義介(元満州重工業総裁、中小企業助成会会長)等が参集した。同懇談会是对共産圏貿易の拡大だけでなく、日中関係の正常化までも視野に入れた超党派的組織となった。
- (2) ココムは一九四九年一月から翌五〇年一月までに西側の国際禁輸機関の事務局として正式に発足し、NATO加盟国がこれに加入した。本部は在パリ米大使館の付属施設に置かれた。日本は講和後の一九五二年八月に加入した。チンコムは朝鮮戦争後コクムの下部機関として一九五二年に設立された「中国委員会」の略称であり、中国に対する戦略物資の統制を目的とした。日本はアメリカと二国間秘密協定(五二年九月)を結び、他のココム加入国よりもはるかに多い品目の禁輸実施を余儀なくされた。なおチンコムは一九七一年に廃止された。
- (3) 『日中関係基本資料集 1949年-1997年』(財団法人霞山会 一九九八年)、日中国交回復促進議員連盟編『日中国交回復関係資料集』(日中国交資料委員会 一九七二年)、波多野勝編『編集復刻 日中貿易促進議員連盟関係資料集』第一巻(龍溪書舎 一九九九年)、波多野勝ほか編『日中友好議員連盟関係資料』計二巻(現代史料出版 二〇〇二年)など。また一九五〇年代の日中(米)関係を扱った研究書としては、陳肇斌著『戦後日本の中国政策——一九五〇年代東アジア国際政治の文脈』(東京大学出版会 二〇〇x年)、王偉彬著『中国と日本の外交政策——1950年代を中心にみた国交正常化へのプロセス』(ミネルヴァ書房 二〇〇四年)のほか、添谷芳秀著『日本外交と中国 1945～1972』(慶應通信 一九九五年)がこの時期を詳述している。
- (4) 筆者は二〇〇七年九月六～七日にNARAで國務省関係の資料(RG59 Department

## 「第三次日中民間貿易協定とアメリカの対応」

of State: Office of Northeast Asian Affairs) 収集を行った。資料の検索に関してはヘッファーナン (John Heffernan) 氏に、また資料の整理に関しては山本礼子氏に多大なご支援を賜ったことを明記しておきたい。

### (2) 鳩山内閣の成立とアメリカの対応

一九五四 (昭和二九) 年一二月一〇日、鳩山内閣が成立した。三年余に及ぶ鳩山・吉田両勢力間の激しい政争の末のことであった。吉田茂が日本の独立回復後も首相の座を固持し続けたことや、占領期と変わらない親米反共路線を堅持したことに対して、国民世論は厳しい目を向けていた。鳩山首相はこのような国民の嫌米意識を反映した新しい外交路線として、中ソ両国を含む共産圏諸国との関係改善を目指した。ただしその政権基盤は少数与党であったために脆弱であった。実際八日の『朝日新聞』夕刊は、「対共産圏接近を懸念、米『短期、鳩山内閣』を予想」との見出しを掲げ、懸念材料として「鳩山自身の右顧左眄型の性格」、「重光外交の意識的な反吉田性」、「反米的な石橋財政」を挙げ、「万一、石橋財政が出現するとすれば米国として非常に困難な立場に立たされるであろう」と報じていた。

では東京のアメリカ大使館は、自由党から民主党への政権交代をどのように観察していたのか。

まず藤山愛一郎 (日本商工会議所会頭、のち外相) と大使館の参事官モーガン (George Morgan) らとの「新政権の政治・経済展望」と題する一二月一五日付の会談記録<sup>(1)</sup>は、次のことを明らかにしている。藤山が吉田辞任から新政権成立にいたる裏面で積極的に関与した。とくに一二月四日の緒方 (竹虎) ・岸 (信介) 会談に藤山は同席し、岸が緒方に対して、もし鳩山政権の成立に協力すれば、来春、緒方へ首相の座を渡すために働く旨を約束すると提案したが、緒方はそれを断

ったため緒方・鳩山間に亀裂を生んだ。経済界は全体に新政権を大歓迎しており、一万田（尚登）の蔵相就任と高碕（達之助）の経済審議庁長官就任を喜んでいる、石橋は蔵相に適していないが、かなりの実力者なので通産相としてうまくやるだろうし、一万田・石橋のコンビが非常に効果的で「注目に値する」と藤山が述べた。

翌一六日、ストライバート（Streibert）が「日本の内閣」と題する報告<sup>(2)</sup>を本省に送った。その中で彼は、新内閣の鳩山首相と一〇名の閣僚が占領軍によってパージされた者である、鳩山はアメリカから自由世界との提携が日本の利益になると信じており、重光葵外相や一万田蔵相の声明からも、この“暫定”内閣が日米関係の実質的な変化に影響を及ぼすものではない、韓国など一部の国は、元追放者の閣僚が存在することで新内閣が戦前の反動的なナショナリズムを復活させるかもしれないと警戒している、と新政権を分析していた。

同日夜、アリソン（John Alison）駐日大使は注目されている一万田蔵相と会談し、その結果を翌一七日にダレス国務長官へ報告した。<sup>(3)</sup>第一に、一万田は来る総選挙について「日本民主党が二〇〇議席、自由党一〇〇議席、二つの社会党が一五〇議席だろう」と予想している。第二に、彼の入閣目的は「保守党の合併を実現する」ことにあると指摘したが、次期内閣で首相の座を狙うような発言はなかった。第三に、積極財政論者の石橋の入閣にもかかわらず、一万田は緊縮政策の維持に自信を示し、九億円の新予算では社会復興を優先する方針を明らかにしたが、これは「道路や電力工場などの公共事業計画に関心を示してきている石橋や高碕に対抗するためであろう」とコメントした。

続いてアリソンは、一七日に行われた日本の中国政策に関する鳩山・重光会談について翌日ダレスへ報告した。<sup>(4)</sup>従来鳩山・重光間の中国方針の違いが注目されており、アメリカ側もこの点に深い関心を払っていた。そこでアリソンは、①「直ちに日本政府が中国を承認す

る意図はない、なぜなら中国は国連から侵略国として受け入れられておらず、また日本は中華民国政府の台北政権を唯一承認しているからである」、②ただし「共産主義体制の中国の存在は事実であるため、貿易拡大を目的として“隣国”北京との接触を維持することは日本にとって望ましい」、③「中国との貿易拡大に積極的努力をするが、非外交的な接触である」との三点で両者が一致したことを伝えた。鳩山の当初の積極的意見が後退し、吉田期の政経分離主義に収斂したことは、アメリカ政府とすれば好ましいものであった。

そしてアリソンは二七日に重光外相と公式に初会見し、自ら外相の反応を探った。その結果、重光は「日本国内の世論の動きがもっとも重要」であり、世論は「中国を封じ込めないようにと願っている。しかも旅行や貿易の制限を緩和するよう」政府に求めているが、「現内閣は米国との関係を弱めるような意図はまったくない。むしろ逆に、両国の絆を強化するためにあらゆることをしたい。共産主義圏との関係を具体化する計画はない」、「もし政府が中国との関係を公式化するような具体的な計画を考慮するならば、真っ先に米国と協議する」と述べて、アメリカ側の不安を払しょくさせるような配慮を示した。アリソンはその旨を直ちにダレスに報告した。<sup>(5)</sup>ダレスはこの報告を喜んだに違いない。

総じて東京の米大使館は、鳩山新内閣が従来の吉田の対米協調路線から軌道修正するのか否かに最大の関心を向け、それと表裏一体化する日本の対中接近の度合いに細心の注意を払っていたことがわかる。その際、第一に、鳩山首相と重光外相間に対米および対中外交方針の相違と、一万田蔵相と石橋通産相間の経済財政方針の相違、あるいは元公職追放経験の閣僚が全体の半数近い一〇名にも及ぶ政治状況が対米関係に負の影響を与えることを危惧した。第二に、経済界がすべて新内閣を歓迎しているとの藤山情報にやや疑問を示しながらも、総選

挙が近い将来に行われた場合、民主・自由の両保守党間に合同の可能性があり、その場合、暫定的な民主党の鳩山と自由党の緒方が互いに争う過程で、一万田がダークホースとして首相に浮上するかもしれないと予想していたのである。<sup>(6)</sup>

総選挙を直前にした一九五五（同三〇）年二月二三日、國務省は次のような「日本の衆院総選挙の予測」<sup>(7)</sup>を明らかにしていた。すなわち、二七日の総選挙は民主党（解散時一二四議席）が過半数を獲得できなくても、多数を獲得して第二次鳩山内閣を形成するであろう。全般として保守党側は概ね三分の二を維持できると思われる。鳩山が病弱のため、彼の任期はおそらく短期間となろう。共産党も社会党も大進出はないであろう。従来総選挙運動の結果から判断して、国民がもっとも関心を寄せるのは、対外関係における日本の独立強化と行動の自由の拡大要求であろう。次期政権は以前と比べて対米関係上従順ではなくなる可能性がきわめて高い。

上記のような選挙予測は概ね的確であった。二月二七日、第二七回衆議院総選挙が行われ、保守側は民主党が“鳩山ブーム”に乗って六一議席を増やして一八五議席となったが、自由党は六八減の一十二議席となった。これに対して革新側は左派社会党が八九、右派社会党が六七の計一五六議席となり、憲法改正阻止に必要な議席数を獲得した。この結果、第二次鳩山内閣は三月一九日に民主党の単独少数政権として再スタートを切ったが、ワシントンではこの新政権との関係で「困難な立場に追い込まれる可能性」を危惧しつつあった。それは当然ながら日中両国間の第三次民間貿易協定の行方に向けられたのである。

注

- (1) <CONFIDENTIAL（部外秘）、以下<CONF>と略す> Memo of Conversation, Subject: New Government, Political and Economic Outlook, Dec 15, 1954.
- (2) <CONF> Streibert, Japanese Cabinet, Dec 16, 1954.



### 「第三次日中民間貿易協定とアメリカの対応」

- (3) <CONF> From Tokyo(Allison) to Sec of State, Dec 17, 1954.
- (4) <CONF> From Tokyo(Allison) to Sec of State, Dec 18, 1954.
- (5) <SECRET (秘密)、以下<SEC>と略す> From Tokyo(Allison) to Sec of State, Dec 27, 1954.
- (6) <CONF> From AET to The Dept of State, Subj: Conversation with Aiichiro Fujiyama, Dec 31, 1954.
- (7) <CONF> Intelligence Brief, Japanese Lower House election Prospects, Feb 23, 1955.

### (3) 中国貿易使節団来日以前の状況とアメリカの対応

一九五二（昭和二七）年六月一日に調印された第一次日中民間貿易協定は、翌五三（同二八）年一〇月二九日に第二次日中民間貿易協定<sup>(1)</sup>へと引き継がれた。輸出入総額など貿易面での変更点はなかったが、今回はその付属覚書で、日中両国に「貿易代表機関を設立する」旨を明記していた。この合意に意を強くした中国政府は、次の第三次貿易協定においては日本政府の支持を取り付けることを目指すようになった。中国側のこのような新方針は鳩山内閣の発足と無関係ではなかった。鳩山新首相は、初閣議終了後に「日本が中ソと貿易するのを米国が心配することはない」（『朝日新聞』一九五四年一二月一日）と述べたばかりでなく、一九五五（同三〇）年一月一〇日の車中記者会見では、中ソ両国との国交回復に積極的意志を表明していた。衆議院でも中国通商使節団の招致ばかりでなく、対共産圏輸出の緩和を決議するなど積極的姿勢を示した。<sup>(2)</sup>

これに対して中国側は、前年一二月三〇日に「日本と中国との正常な関係の回復について」と題する声明を出した。この声明は一〇月一二日の「中ソ両国政府の対日関係についての共同宣言」に沿うものであり、一二月一日に重光外相が「互いに受け入れられる条件でソ同盟ならびに中国との正常な関係を回復する用意がある」と声明したこ

とを「歓迎」する一方、アメリカとの“関係断絶”が「日本が中ソと正常関係をうちたてる」前提ではない旨を明言した。<sup>(3)</sup>つまり、現実的で柔軟な対日姿勢を示したわけである。

両国のエール交換後、事前調整のために村田国貿促会長が一月一〇日に訪中した。村田は北京に二週間滞在中、周恩来首相と会談した<sup>(4)</sup>ほか、中国国際貿易促進委員会副会長の雷任民と会談し、①第三次民間貿易協定の締結交渉は東京で行う、②日中物産展を開催する、③相互に貿易代表部を設置するよう努力する、との三点で合意した。こうして第三次協定では国貿促がこれまでの帆足や池田正之輔らの日中貿易促進議員連盟（日中議連）所属の政治家に代わって、日中民間貿易協定の当事者として前面に登場することとなった。また既述のとおり、日中議連も村田の訪中直前に中国貿易代表団の招請決議を採択し、その動きを支持する態度を明らかにした。一方、鳩山内閣は閣議で「政府は関与せず、完全に民間レベルのことである」との条件を示しながらも、一月二五日、重光外相は中国代表団の訪日・入国許可を認めたのである。その結果、二月八日、中国側から雷を団長とする代表団三五名と新聞記者四名が三月中旬に来日し、約三週間日本に滞在することを伝えてきた（『朝日新聞』一月二六日、二月八日）。<sup>(5)</sup>

ただしこの時期、台湾海峡では一月に中国人民解放軍が一江山島を占拠し、これを受けて米議会は台湾防衛のため米軍使用権限を大統領に付与する決議を採択、そして二月上旬には米第七艦隊が、国府軍の大陳島撤退と台湾防衛のために台湾海峡に集結するといった緊迫した状況にあった。したがってアメリカ側は日中両国の動きに神経を研ぎ澄ませており、後述のとおり、東京の米大使館を通じて日中貿易交流を牽制する声明を密かに出したため、三月五日、日本政府は業界側にその旨の注意を喚起するにいたった。<sup>(6)</sup>

ではアメリカ側は中国から大型使節団が来日する事態をどのように

見ていたのであろうか。東京の米大使館は二通の詳細な報告書をワシントンに送付していた。

まず一等書記官カー（Peyton Kerr）の三月一五日付「中国からの通商使節」<sup>(7)</sup>は、次のように述べていた。第一に、「日本商工会議所（日商）」専務理事の岡松政太郎による情報として、日本外務省は来日予定の中国通商使節と交渉する貿易促進グループの中に親共産主義者（「中日貿易会」専務理事の鈴木一雄を指す〈注は増田〉）がいることに留意している。鈴木は戦前共産主義活動によって警察に逮捕された経歴があり、鈴木が属する中日貿易会は野坂参三ら共産主義者によって組織された。第二に、今回の村田訪中以前に鈴木が四カ月ほど中国に滞在し、中国貿易関係者との間で緊密で強固な関係を作り上げてきた。第三に、中国側は国貿促を新貿易協定の交渉上の“中心組織”と見なしており、村田と鈴木が新協定草案を用意していることは間違いない。そこで本大使館はその協定案の完全なコピーの入手に尽力し、それを本省へ伝達するつもりである。

なおこの報告書には、上記の岡松による詳細な会談録（主題「中国からの貿易使節」）が添付されていた。この岡松メモは日中交渉に臨む日本政府側の意向と経済界内部の複雑な対立状況を明らかにしていた。すなわち、同年二月初旬、平井富三郎通産政務次官が日商に対して、中国貿易使節団との交渉上、日本側に不利な条件や貿易項目で合意することを避けるため、「日本貿易会」（稲垣平太郎会長）と国貿促による“中立的”な貿易組織を新たに設けるよう促した。そこで同月一六日、岡松は稲垣の要請で経済団体連合会（経団連）や日本貿易会首脳と会談し、通産省（平井）の要望に沿った中立的な貿易組織の設立について合意した。ただし日商は中国貿易使節団歓迎レセプションへの不参加を表明した。一六〇の企業を束ねる日商が国貿促によって吸収されるのを恐れたからである。

一八日、日商は単一の中立的貿易組織の設置を協議するため、対外貿易委員会の会議を招集した。これに出席した村田国貿促会長は、親共産主義者を除いた日中議連の代議士一〇名と経済人二〇名を含む新組織を提案した。しかし岡松は代議士の加入に強く反対したため、村田は再考を約束した。平井から提案された「輸出入組合」に関しては、村田は何らコミットしなかった。日商の対外貿易委員会は、①交渉には政治家は参加すべきではない、②提案されている国貿促と中日貿易会との合併は、後者の政治色が強いために反対する、③もし日中間の貿易に関する紛糾が生じた場合、日商の商業調停委員会を活用すべきである、と決議した。一九日、岡松が平井を訪ねると、平井は日商の決議に賛成した。これに対して国貿促の山本熊一（事務総長）は、政治家を交渉団から排除するとしても、中立的な貿易組織の設置が望ましいとする意見を表明しない旨を繰り返した。また山本は中国貿易使節団歓迎レセプションへの日商の不参加に伴う損害費用の支払いを求めたが、岡松はこれを拒否した。

三月二日、稲垣は会議を招集し、村田、山本、岡松、谷林、鈴木が出席した。村田は、通産省および日商の要望を尊重し、交渉団を一〇名に限定すると述べた。村田は交渉団の議長となり、「政治家は排除されるだろう」と付言した。その際、村田は通産省から提案されているような新組織の設置に関与しない旨を言明した。岡松が稲垣に交渉団の副議長に就任するよう働きかけたが、稲垣は元対外貿易庁長官の永井幸太郎を挙げた。翌三日、中日貿易会の鈴木は日商を訪問し、中立的な貿易組織の設置という提案に反対を表明した。岡松は、鈴木が自己の影響の後退を恐れたためと感じた。ちなみに、中日貿易会はずべての日中間取引の三パーセントを代理手数料として得ている。

これに対して米大使館のワーリング（Frank Waring）は、「日本はコムのメンバーであり、戦略物資の統制に関する国際義務がある」、「日

中交渉に参加する日本の経済人に警告を発しなければならない、なぜなら中国は国際的レベルで統制の緩和を要求することが十分考えられるからである」と釘を刺す発言をした。これに対して岡松は、「中国の行動の背後には政治的動機があることは承知している」と返答した上で、次のような日商の苦しい事情を赤裸々に述べた。日商会頭の藤山愛一郎は共産圏貿易に楽観的な小企業を思いとどまらせようとしているが、最近では楽観論が支配的となっており、日商としては傘下企業の利益を日中交渉で守るための行動を取らざるを得ない、さもなければ多くの参加企業が日商から離脱するだろうし、鈴木らの中日貿易会といった親共産主義の貿易組織に走ることになる。また日商は日本政府によって勧告されている統合された「輸出入組合」の組織化に協力しつつある。最後に岡松は、貿易協定案はすでに村田、鈴木、中国政府によってほぼ合意に達している、もしも日本政府が強い圧力をかけなければ、現在の協定案の変更は困難であろうと警告した。

要するに、反共主義の立場から日商と日本貿易会は、通産省が主導する中立的な交渉団の新設に肯定的であったが、親中国的立場の中日貿易会はこれに否定的であった。そのため、双方ともに中立的な国貿促を味方に引き入れようと、いわば綱引きを演じていたわけである。これが中国使節団を迎える三月直前の日本の通産省と経済界の緊迫した動きであった。岡松メモは日本経済界内部の複雑な対立の構図を如実に明らかにしていた。一方で米大使館のワーリングは、日中貿易交渉に積極的に加わる日本企業に警告を与える旨示唆しており、それは間もなく現実のものとなる。以上のような経緯により、日本側は「日中貿易協商委員会」を設置したものの、同会から保守派の日本貿易会、日商、鉄鋼連盟が撤退し、結局、国貿促と中日貿易会の二団体が対中交渉を担うこととなったのである。

もう一つ、カー一等書記官から國務省宛の三月二二日付文書（主題

「村田省蔵の北京訪問に関する報告」<sup>(8)</sup>は、次の諸点を明らかにしていた。第一に、村田の訪中で（中国使節団の）訪日が正式に決まり、三五名の交渉員と四名の新聞記者から成る使節団が今週に到着予定であり、その主たる目的は、先月十一月に失効した第二次日中貿易協定に代わる新協定について非公式に交渉することである。第二に、村田は帰国後に（鳩山）首相に報告書を提出した。それは主文と付属文二点から成り、雷任民との二度の会談の詳細を列挙しているほか、四時間に及ぶ周恩来との会見記録が彼の訪問のハイライトとなっており、その会見は村田を喜ばせるものであった。周は村田に「中国は他国を攻撃できない」と論じ、日本に対して平和的立場を保持していることを再確認させようとした。第三に、雷との会談も同様のパターンであり、中国は日本の船舶や鉄道や電気製品を心底から欲しているものの、それらを売ってほしいと雷は言明しなかった。村田は中国には広大な市場があると信じ、「中国にとって日本はビジネス・パートナーとなり得る」と述べた。第四に、村田は明らかに中国貿易使節団の訪問から最大限の利益を得ることを望んでおり、彼自身が交渉に関与し、ホスト役を務めるつもりである。新聞記者が訪日団に含まれたのは村田の示唆によるものであった。「新内閣は使節団到着時に成立するだろうし、おそらくそのときに政府要人が使節団のメンバーと会談できるだろう」との彼の言明は、できるだけ中国使節団の活動が公式の認識を得るようになるための努力を明らかに示すものである。

以上のように、アメリカ側は中国使節団を受け入れた日本経済界内部の状況について精度の高い情報を得ており、それに基づく客観的な分析を行っていたといえる。

他方、日本国内では中国使節団の受入に関して、国貿促と日中議連との間で指導権争いが生じていた。三月三日、日中議連は理事会を開き、同月中旬に来日予定の中国使節団の一カ月程度の延期を求めるこ

とで意見が一致した。総選挙後の新政権が成立していないことで、日中貿易に関して政府への積極的働きかけが困難であること、また新貿易協定の内容を詰めるための準備が不十分であることが主な理由であった（『同』三月四日）。しかし国貿促は翌四日に既定方針どおりに使節団の受入の準備を進めることを申し合わせた上で、①協定は平等互恵を原則とし、貿易の拡大・長期・安定を目指して締結する、②貿易規模は輸出入を均衡させるべきであり、業界の輸出要望は総額二億ポンドに達したが、輸入推定額五千万ポンドに見合うように調整する、③輸出入品目は従来重要度に応じて甲・乙・丙の分割をしてきたが、今度は「輸出許可品目」、「ボーダーライン品目（努力すれば輸出許可が下りそうな品目）」、純戦略物資を除く「禁輸品目」の三種に大別する、といった「第一次草案要綱」をまとめ、協定対策特別委員会に提示した（『同』三月五日）。このように日中交渉をめぐる両者間の相違が表面化したわけである。

また三月一〇日、日中議連の代表常任理事であると同時に第二次日中民間協定に深く関わった池田正之輔は、村田国貿促会長に対して、中国通商使節団歓迎準備会を結成して国貿促と議連の双方から各一〇名と五名、計一五名の世話人を出し、その中から委員長、事務総長を置くよう申し入れたものの、国貿促側によって事実上却下された。このように中国使節団の受入の準備段階では、国貿促ペースで進行しつつあった。

ところがアメリカが日中進展ムードに水を差す行動に出た。それは「外国資産管理令」の適用であった。そもそも同令は、「中国に会社の幹部を派遣ないし中国とドルによる取引を行った会社とは対米貿易を停止できる」といったアメリカ国内法令であった。実はアメリカは朝鮮戦争当時から同令を適用しており、そのため日本は対中貿易では決済通貨としてドルではなくポンドを使用せざるを得ないなど不便を味わ

っていた。はたして五日、日本政府筋は、アメリカ政府が同令に基づいて「日本商社に対し対米貿易を停止するなどの手段を取り得る」といった非公式な警告を日本政府に寄せていることを明らかにし、国内の商社に注意を喚起したのである。これは鳩山内閣の対中貿易積極論に対する牽制であり、第三次日中貿易協定に期待を寄せる多くの日本商社への警告でもあった（『同』三月六日）。

アメリカ側の非公式警告は多大な効果をもたらした。対中貿易に積極的であった関東ばかりでなく関西の商社もこれに大きな衝撃を受け、慎重な態度へと後退していった。その結果、中国との貿易交渉に当たる「日中貿易協商委員会（村田委員長）」の委員の選考が難航した。委員候補となっていた各界の一流人物がアメリカの報復を恐れて辞退したからである。鳩山政権としても、改めて「中国使節団の来日について政府は何ら関係しない」ことを確認すると同時に、中国使節団一行の旅券査証にあたっては、「使節団の国内視察は東京と京阪神地区に限る」との条件を付す動きが外務省から生じた。やむなく国貿促と日中議連は一八日、この外務省の条件を受け入れるとともに、早急に査証を行うよう懇請した（『同』三月八日、一六日・一九日、一九日夕）。

一九日、国貿促は中国使節団が三月二一日夕刻に羽田空港に到着し、四月一日に貿易協定の調印と歓送会、そして翌一二日に一行の帰国という滞日日程を発表した。ところがそのとおりに進行しなかった。中国使節団の渡航証明書に記載する国籍名について日本政府の妥協案、すなわち「空白にする」を中国側が拒否したからである。結局二三日、外務省は中国側の要求どおりに「中華人民共和国」と記入することを認めて決着した。ここに入国問題は解決し、中国使節団は飛行便の都合が付き次第で来日することとなったのである（『同』三月二〇日、二三日）。



「第三次日中民間貿易協定とアメリカの対応」

注

- (1) 同協定第二条は、双方の輸出品の分類を甲類三五%、乙類四〇%、丙類二五%と第一次協定と比較すると、戦略性の高い甲類を五%減、乙類一〇%増、丙類五%減となっていた。対共産圏貿易を制限しようとするアメリカを配慮した措置であった。なお日本からの輸出の甲類物品は、銅、アルミニウム・インゴット、銅板、銅管、ブリキ板、黒鉄板、垂鉛引鉄板、ドラム缶用鉄板、建築鋼材、鉄道器材、各種大型機械、遠洋航海用船舶、冷凍船である。——霞山会編『日中関係基本資料集 1949年～1997年』五七～五八頁参照。
- (2) 波多野勝編『日中貿易促進議員連盟関係資料集①』二〇頁参照。
- (3) 日中国交回復促進議員連盟編『日中国交回復 関係資料集』（日中国交資料委員会一九七二年）四八～五二頁参照。
- (4) 中共中央文献研究室編『周恩来年譜 一九四九 — 一九七六 上巻』四四三頁によれば、一九五五年一月二三日には周は村田および鈴木一雄一行に接見している。
- (5) 前掲書『日本外交と中国』八〇～八一頁参照。
- (6) 岩波書店編集部編『近代日本総年表（第四版）』（同 二〇〇一年）四〇六～七頁。前掲書『日中貿易促進議員連盟関係資料集①』二〇頁参照。
- (7) <CONF> From AET to The Dept of State, Subj: EXCON: Trade Mission from Communist China, Mar 15, 1955.
- (8) <SEC> From AET to Sec of State, Subj: Report of Shozo Murata's Visit to Peiping, Mar 22, 1955.

#### （４）第三次日中民間貿易協定交渉の難航とアメリカの対応

前記のとおり、中国貿易使節団の三月二日の来日予定は、その土壇場で渡航証明書に記載する国籍名をめぐる問題で停滞したが、中国側の主張を日本外務省が認めたことで解消した。そこで一週間遅れて、孫平化副秘書長ら六名の先発隊が二七日に来日し、続いて翌二八日午後、雷団長以下の使節団本隊の三二名がエア・インディアで羽田空港に到着した。中国からの大規模な訪問団としては、前年一〇月の李徳全一行に次ぐものとなった。一行が宿舎のホテル・テイトに落ち着くと、雷団長は「今度の訪日の目的は中国と日本との経済交流を発展させ、同時に日中両国人民の相互の友好と理解を深めること」にあると

の挨拶を行った（『朝日新聞』三月二三日・二七日～三〇日）。

ところが翌三〇日には早くも両国間で交渉方式をめぐる相違点が表面化した。すなわち、協定協商委員の数について、日本側は六名の委員を希望したが、中国側は一四名を主張し、また分科会の数では、日本側は業種別に二〇の分科会を設けたいと提案したのに対して、中国側は四分科会（総合、商品、決済、海運）を申し出たのである（『同』三月三十一日）。

結局日本側は中国側に譲歩し、委員数は一四名、分科会数も四と決定した。前者の委員の内訳は、すでに決定済みの「日中貿易協商委員会」委員の六名、すなわち、村田委員長ほか、加納久朗（函館ドック会長、国際商工会議所日本国内委員会副議長）、田島正雄（国貿促副会長、元大阪商工会議所会頭）、山本熊一（国貿促事務総長）、西山勉（前インド駐在大使）、鈴木一雄（中日貿易会専務理事）に中小企業関係から一名の計七名と、日中議連側の池田ほか七名（民主二、自由、左社、右社、労農、共産各一名）の合計一四名であった。しかも「国貿促と議員連盟が共同して交渉に当たる『協定合同委員会』を改めて作る」とこととなったのである（『同』四月一日、同日夕）。

要するに、従来、経済界側に対して劣勢にあった日中議連の政治家側が、皮肉にも中国側の強い要望に助けられて巻き返し、経済界中心の協商委員会とほぼ対等の立場を回復できたのである。中国側の本意は日本の政治家を交渉の場に引き入れることにあったのかもしれない。つまり、日本との交渉では、経済界だけではなく政界側も巻き込んだ方が交渉自体のみならず、将来においても好都合であるとの政治的判断があったのではなかろうか。

四月一日、日中双方は第一回の貿易会議を開催した。ここでも主導権を握ったのは中国側であった。雷が次のように発言したのである。「第一回貿易協定は取り決められた貿易量の五、〇五%しか実現できな

かった。第二回の貿易協定の実行状況も良くなく、一九五四年末現在、協定に取決められた六千万ポンドの三八、八%しか実現できなかった。すなわち、中国からの輸出は協定総額の五〇、四一%が実現され、そのうち甲類商品の輸出は三七、七%と協定に定められた比率を上回った。日本側からの輸出は協定総額の二七、一九%が実現され、甲類商品は全然輸出されなかった。(中略)しかし貴国に対する輸出には種々の制約が課されており、これを撤廃ないし緩和しない限り貿易の正常化は望めない」。

以上のような発言は、現状の深刻な問題点を的確に突いており、そのため、日本側は守勢に立たされることとなった。雷の指摘どおり、日中貿易の拡大を阻む最大要因は、ココム・チンコム<sup>1)</sup>の輸出品目制限にあった。各国の合意で中国向け輸出に関しては、ソ連、東欧諸国よりもはるかに厳しい禁輸品目リストが決められていた。この結果、建設機械から鉄鋼製品、亜鉛鉄板にいたるまで中国側が五ヵ年計画を遂行する上でもっとも必要なものは、ほとんど“戦略物資”という理由で輸出が許されなかった。<sup>(1)</sup> 二次にわたる日中民間貿易協定が事実上空文化した最大の原因はここにあった。一方中国側は「日本の欲しいものは何でも輸出する」という積極的態度であった。一九五四（昭和二九）年頃から米、大豆、塩など重要商品の対日輸出が本格化したのに比較して、日本からの対中輸出は主として硫安、医薬品、人絹糸等、ごくわずかな商品に限られ、輸入超過の傾向がさらに増していた。

中国貿易を阻む第二の要因として、台湾の国民政府やアメリカとの複雑な関係があった。台湾側は、たとえ国際的に許可されている非戦略物資の取引でも一切認めない方針を取っていた。一方アメリカとの関係では、前述した「外国資産管理令」のほか、「マッカラン法」（共産主義者ならびに同調者の米国入国に査証を与えないことを決めた法）、「輸出統制法」（中国に立ち寄った船舶、または一二〇日以内に中国に立

ち寄る船舶にはアメリカの港で給油を行わないことを規定)等の影響があった。これらの諸要因が日本の業界に対してかなりの心理的重圧を加えていたのである。

結局、アメリカや台湾側の厳しい監視と管理体制の中から日本がいかに抜け出すかが緊急課題であることは日本側の交渉委員も十分承知していた。とはいえ、現実の日米間の絶対的な上下関係は如何ともし難く、日本の業界としては、中長期的に日本政府を通じてココム・チンコムの制限緩和を働きかけながら、短期的には極力“政経分離”原則の枠内で着実に日中経済貿易の拡大を図る以外に良策はなかった。このように、“政経不可分”に基づく政治決着を目指す中国側との基本的違いは歴然としていたのである。

したがって四月一日以後の日中交渉は難航し、四月中旬の調印予定を大幅に超えることとなった。難航した要因は、第一に貿易内容に関する相違、第二に貿易実施に絡む三問題（①決済問題、②見本市問題、③通商代表部問題）に対する主張の相違、第三に日本政府の上記①および③に対する消極的姿勢にあった。

まず貿易内容に関しては、四月五日、輸出入、決済、海運の三小委員会が開かれ、「輸出入小委員会」は、①輸出入商品を前回の協定と同様、甲・乙・丙に三分類するが、ただし個々の商品をどの類に入れるかは今後さらに検討すること、②取引方法はバーター方式とすることを決定した。「決済小委員会」では、今後の決済は日中両国通貨による直接決済が行えるよう努力することを決定した。次いで「総合小委員会」が開かれ、各小委員会の報告について討議を行い、すべて了承した。そして翌六日からは業種別の懇談へと移行したが、予想外に進展せず、中国側は大阪や名古屋方面の視察予定の一部を変更して全員が帰京し、日本との交渉に全力を挙げることとなった。交渉自体は友好・親善のなごやかな空気の中で進んでいたものの、日本側が“政治

は政治、経済は経済”という建前に立ち、現在の中国貿易制限の下で極力貿易量を伸ばそうとしたが、中国側は“輸出制限の突破”という政治的課題を第一目標として交渉に臨んだためであった（『朝日新聞』四月六日、一〇日）。

このような日本交渉団の消極姿勢は、前記のとおり、日本政府の消極的態度に順応していた。つまり、日本政府は台湾をめぐる情勢が好転しない限り、対中国禁輸リストの緩和は全然望みがないときわめて悲観的な見解を取っており、当分の間ココムに対する緩和申請を行う情勢ではないと判断していた。去る三月一〇日に来日した米対外活動本部（FOA）長官のスタッセン（Harold E. Stassen）は、鳩山首相との会見ばかりでなく、重光外相、石橋通産相<sup>(2)</sup>、高碕経審庁長官との会見でも中国貿易に言及し、日本政府の方針を打診した上で、“警告”というほどの強い言葉ではなかったとはいえ、「余り深入りしないように」と“忠告”して帰国したことが判明した（『同』三月二七日、四月一三日）。

実はホワイトハウス内の対外経済政策委員会（CFEP）は、三月二四日、主題「第五〇一号——東西貿易」<sup>(3)</sup>内の付属文書A「中国に対する経済圧力の継続」において、中国に対しては現在の経済圧力を継続することが重要であり、その圧力は究極的には中国の分裂を導くまで強化されるべきである、現共産主義体制はすべての公約を実施するに足る十分な力を早急に持ち得ないであろうから、このディレンマが中国の崩壊をもたらしつつある、と現状を分析しており、したがって、あくまでも対中国包圍網を弱める意思のない旨を明示していた。スタッセンがこの基本方針に沿って日本政府に忠告したことは明らかであった。

それゆえ鳩山政権としては、対中国貿易についてアメリカ側に緩和を要請するどころではなく、現状を了解してもらうという態度に止ま

らざるを得なかった。実際、日中貿易促進論者の石橋通産相でさえ、「中共貿易は進めるが、政治的にも経済的にも問題があるから、余り多くを期待するのは危険である」と慎重論を述べるほどであった（『同』三月二七日）。

一方東京の米大使館のカーからは、四月四日付文書（主題「中国貿易使節団の来日」）<sup>(4)</sup> がワシントンへ発信されていた。この報告では、「中国訪日団の人名リスト」「新日中貿易協定草案」「中国からの輸出品、日本からの輸出品の詳細なリスト」の三資料を添付しつつ、次のような現状分析を伝達していた。第一に、中国使節団が小グループに分かれて日本国内を視察する件で、日本外務省は経済界や地方行政府が歓迎行事の機会を張り合い、これが中国側のプロパガンダに資する機会となることを恐れて、訪問箇所を東京、大阪、神戸、奈良、名古屋に限定させた。第二に、日本外務省の最重要な妥協点は、使節団員が「中華人民共和国国民」であることを示す入国証明を認めたことである。外務省は米大使館に日中議連からこの件で圧力があつたと弁明する一方、その許可は「中華人民共和国の承認とはまったく関係がない」と述べている。このような日本政府の妥協は中国使節団の威信を高めるものとして、米大使館は注意を促した。

第三に、日本商工会議所から米大使館に届けられた新日中貿易協定の日本草案（“親共産主義者”の鈴木一雄と林浩一郎が起草したもの）によれば、日本経済界は二億ポンドという大規模な輸出を望んでいる。昨年（一九五四年）の対中輸出が二千万ポンド以下であったから、今次の目標は五千万ポンドに設定されるのが現実的であろうが、その数値でも依然高いと米大使館は考えている。第四に、（鳩山）新政権が中国貿易拡大の観点から、新貿易協定で禁輸品目の何点かを輸出できるようにチンコム承認を得ようとするであろう。なお中国は前回の協定で貿易総額の三八．八％を達成したが、目標が達成されなかった理

由はアメリカおよび吉田内閣による意図的な輸出統制のためである、と『人民日報』社説が伝えており、その意味で今回の中国代表団の日本訪問は、「アメリカに追従する吉田政権の政策崩壊」後における日中貿易の飛躍の始まりとして、北京側から歓迎されている。

これに対してダレスは、四月七日、東京の大使館ばかりでなく、香港、神戸、大阪、横浜の各米総領事館に「日中間の正規の海上運航」と題する文書を送付し、日本の船舶会社（具体名を列挙）は、新日中貿易協定に向けて中国本土との船舶の正規割当を検討中であり、現状の不正規な運航方法を徐々に正規の運航へと切り替える計画である旨を伝えるとともに、これらに関連する情報を収集して報告するよう指示した。<sup>(5)</sup> 折しも東京では海運小委員会でこの問題が討議されており、国務長官自らがこれに関心を寄せていたわけである。またダレスは同月二九日、パリと東京の両大使館に対して「日本のチンコムの特例認可」と題する文書<sup>(6)</sup>を発信し、日本政府が最近増加しつつある“特例認可（exception）<sup>(7)</sup>”を巧妙に適用することで中国貿易を拡大しようとしている、それゆえ東京大使館は早急に外務省の湯川（盛夫）経済局長とこの件について協議し、バーター取引による禁輸品目を除外しようとする通産省の動きを防止するよう指示を出した。まさにダレスは背後から日本政府の対中貿易政策をコントロールしようと画策していた。

一方、横浜の米総領事館は四月二一日、「中国貿易使節団の横浜訪問」と題する報告書<sup>(8)</sup>をワシントンへ送付した。その中で、横浜商工会議所と横浜対外貿易会はアメリカ・台湾との関係に留意しながらも、来訪する中国貿易使節団のために工場見学や貿易関連の経済人との懇談（商取引は総額六〇〇万円に及ぶと伝えられている）、ホテルでの大規模な昼食会などの準備を進めていた。ところが突然すべてがキャンセルとなった。使節団が貿易協定交渉で多忙のために、との理由であった。

四月一八日、使節団の三八名が箱根へと向かう途中で横浜に立ち寄るとの噂が流れると、横浜中華街では親中派と反中派との対立に火がついた。結局予定は変更され、翌一九日に一行は山手中華学校を訪ねた。横浜在住の五〇〇名と東京から到着した一〇〇名の中国人が集まり、雨の中、雷団長の一時間半に及ぶ話に耳を傾けた。話の内容は中国の工業化と在日中国人の協力の必要性および台湾の解放についてであった。他方、反共産主義を掲げる中国人は自由山下学校で抗議集会を行ったが、暴動は避けられた。

また米神戸総領事館も同日、「中国貿易使節団の関西訪問」と題する文書<sup>(9)</sup>を国務省へ送り、その中で、中国使節団の政治目的は、鳩山政権に対して現在の貿易統制の緩和を働きかけること、対中国貿易政策を異にする米英間のような不和へと日米間を導くように試みることにあるが、当初予定していた政治目的から、産業設備の視察あるいは産業部門の情報収集へと切り替えた可能性があること、また使節団は関西方面では反台湾・反蒋介石など共産主義プロパガンダを少しも行っていない状況等を報告した。

さて日中交渉も四月中旬となると、ようやく見本市問題が進展の気配を見せ始めた。すなわち、翌年四月ないし五月を目標として、日本側は北京・上海で、中国側は東京・大阪でそれぞれ独自の見本市を開くことで意見が一致したのである。しかし決済問題では、双方の主張に相変わらず大きな隔たりがあり、日本側代表も苦慮せざるを得なかった。決済問題以上に混迷を深めたのが通商代表部の設置問題であった。中国側は通商代表部の相互設置と、政府代表もしくは政府代表に準ずる権限をもった代表部員の交換を強く提案してきた。日本側としては、その代案として民間貿易代表の交換を提案したものの、中国側はまったく応じる姿勢を示さなかった（『同』四月五日）。通商代表部問題こそ、使節団が来日以前からもっとも重要な政治課題として位置



づけていたからである。

前者の決済問題については、通産省の板垣（修）通商局長が一五日の記者会見で、①対中国禁輸品の緩和はこれまでココム等に働きかけてきたが、現状以上に緩和することは今日の国際情勢からみてきわめて難しい、②中国側が要望している「直接決済方式（中国人民銀行と日本銀行が相互に相手国の勘定を設定し精算勘定により決済を行う方式）」は現在の政治情勢からみて実現困難であろうし、また日本側が代案として出している「中国銀行と東京銀行との間に相互に勘定を設定し精算勘定に近い方式」を採用することも、結局は日銀ないし政府の保証が必要と思われるので難しいと思うと述べ、日本政府の否定的態度を表明した。

また同日午後、石橋通産相は、東京芝の八芳園で開かれた日中日ソ国交回復国民会議会長の久原房之助主催の「中国通商使節団歓迎昼食会」に出席し、雷団長らと懇談した。これは使節団が来日後、初の日本閣僚との会談であった。<sup>(7)</sup> 席上石橋は中国貿易に対する日本政府の態度を説明し、会合後、「現在のところ日本政府としては貿易協定を結ぶことはできないが、中国側も日本の立場をよく理解して、日本のやりよいようにしてくれることが日中両国のためになると思う」と意見を述べた旨を明らかにした（『同』四月一六日）。

これまで背後から日中交渉を見守っていた日本政府がついに前面に登場したことになる。とくに日本の政府閣僚である石橋通産相が雷団長と直接会って話し合った意義は大きかった。それ自体、中国側を喜ばせることでもあった。結局、翌一六日、商品分類の件と海運などについて双方の意見が一致したばかりでなく、貿易協定ならびに付属覚書草案も八分どおりまとまった（『同』四月一七日）。そして一七日、ついに商品分類の細目が次のように決定した。各分類の比率は前回の協定同様、甲類三五%、乙類四〇%、丙類二五%とする、大体甲は甲類、

乙は乙類同士をバーターさせることとなった（『同』四月一八日）。

しかし依然として通商代表部設置問題と決済問題は難航した。張副秘書長は、「今度の協定交渉で中国側としては想像もつかない困難な問題にぶつかった、中国側が建設的な提案をしているのに日本側は積極的態度をとらず、問題を解決する態度をとっていない」と日本側を厳しく非難するとともに、「決済問題では支払協定を結ぶのに外国の了解が必要だと申入れてきたが、中国と日本との会談になぜ第三国の許可を必要とするのか不思議に思う」、「通商代表部はどうしても国家の対外貿易管理部門の代表でなくてはならない」、「中日貿易を発展させるためには日本政府が実行を保証し、支持することが必要である」と日本側を厳しく批判し、日本側交渉団の意思の転換を迫った。とくに通商代表部の設置について「日本側は国貿促の代表を派遣したいと申し出たが、これでは貿易を本当に発展させることにはならない」と明確に拒否する姿勢を示したのである。

ここに日中交渉は完全に暗礁に乗り上げた。もはや政府の介入無しには今後の交渉が進展しないことが明らかとなった。

注

- (1) 山本武彦「CHINCOM（対中国輸出統制委員会）をめぐる同盟政策と日本」が詳しい。
- (2) 石橋は三月八日、九日、一〇日と三回スタッセンと会談しているが、内容については触れていない。——『石橋満山日記①』七二四～五頁。
- (3) <SEC> From Paul H. Cullen to Council on Foreign economic Policy, Subj: CFEP Agenda Subject #501 - East west Trade, Mar 24, 1955.
- (4) <CONF> From AET to The Dept of State, Subj: EXCON: Visit of Communist China Trade Mission, Apr 4, 1955.
- (5) < OFFICIAL USE ONLY（公的使用のみ）、以下< OOU >と略す> From Dulles to Hong Kong, Kobe-Osaka, Tokyo, Yokohama, Subj: Regular shipping Services Between Japan and Communist China, Apr 7, 1955. なお五月四日、神戸の米総領事館は国務省へ「日中間の定期船舶の運航」と題する報告（< OOU > From AMCONGEN, Kobe to Dept's Circular Airgram CA-6833, April 7, 1955, May 4,

### 「第三次日中民間貿易協定とアメリカの対応」

1955) を送った。その中で、日本の大手船会社は米国政府の報復や台湾国民政府の反発を恐れて(対中貿易を)思い止まっているが、山下汽船だけが大胆にも現在運航に参画しようとしている。船舶業界は中国貿易が今後十分拡大すると見ている。中国運航への参加会社は「日中配船協議会」を設置(本部は東京)し、中国の輸出入会社と交渉しており、中国への出入国すべてを管理している。現在中国への定期船を運航している会社は第一汽船(神戸)ほか四社、富士汽船(神戸)ら五社が準備中である。日本船は往路にアンモニア剤、カルシウム・リン酸肥料、尿素、化学品、染料、家具等を運搬し、帰路に米、大豆、塩、石炭、マグネシウム塊、雲母、穀物、カシミヤを運搬する等を報告した。

- (6) <SEC> From Dulles to Amembassy Paris, Tokyo, Subj: Japanese exceptions CHINCOM, Apr 29, 1955.
- (7) 「特例認可」とは、全加盟国の同意を条件に禁輸品目リストであるココムの国際リスト・Iに掲載されている品目を特定の国が輸出することを例外的に認める措置であり、西政諸国の不満の解消を狙ってアメリカ側が提案したものである。——前掲「CHINCOM(対中国輸出統制委員会)をめぐる同盟政治と日本」六頁参照。
- (8) <CONF> From AMCONGEN Yokohama to The Dept of State, Subj: Visit of Chinese Communist Trade Mission to Yokohama, Apr 21, 1955.
- (9) < LIMITED OFFICIAL USE (制限付き公的使用)、以下< LOU >と略す> From AMCONGEN Kobe to The Dept of State, Subj: Red China Trade Delegate visit Kansai, Apr 21, 1955.
- (10) 石橋は三月三〇日開催の「中共貿易使節団のレセプション」に出席するつもりであったが、参議院予算委員会のために時間切れで欠席したと日記に記している。——前掲書『石橋湛山日記⑥』七二七頁参照。

### (5) 第三次日中民間貿易協定の成立

日中交渉は通商代表部の設置と支払協定の締結に関して、中国側が日本政府の保証を強く要求したために暗礁に乗り上げた。さらに中国使節団の滞在期限が四月二二日で切れるという急迫した問題が生じ、日本側は窮地に立たされた。二〇日、議員連盟と国貿促は外務省と法務省入国管理局に対して、使節団の滞在を二六日まで延期することの許可を申請した。そして二一日夜、日本側は日中議連代表の池田と国貿促会長の村田、中国側は雷、盧緒章副団長ら双方の最高幹部だけが

集まり、局面打開のため政治折衝を行った。このとき中国側は、日本政府が保証を躊躇しているのは、中国との国交が回復していないという形式論だけでなく、アメリカに対する考慮があることを承知しているため、日本の現状を認めることはアメリカの指導権下に行われている対中輸出制限を認める結果にもなるとし、簡単には日本側の態度を了承できないと言明した。また雷団長は池田に対して、「このまま帰国すれば私は中国政府にも人民にも合わず顔がない」と語ったとも伝えられた（『朝日新聞』四月二日～二三日）。

二二日午前、村田は首相官邸に鳩山首相を訪ね、日中交渉が通商代表部の設置問題や支払協定の問題を中心に難航している現状を説明した上で、中国側が両問題に関して日本政府の保証を要求しており、局面打開のために政府の協力を求めた。しかし鳩山からは積極的な発言は得られなかった。そのため国貿促は、翌二三日、次の五項目を鳩山首相はじめ外務、大蔵、通産各相、日銀総裁などに要望した。それは、①対中国禁輸制限の緩和、②支払協定に対する政府の保証、③通商代表部の相互設置、④見本市の開催、⑤貿易取引または経済使節団の相互渡航であった（『同』四月二日（夕）、二三日、二四日）。これらは中国側のこれまでの主張を代弁したものとってよかった。

これに真っ先に反応したのは石橋通産相であった。石橋は二六日の記者会見で、「通商代表部の設置については現在の情勢では政府の代表を派遣するわけにはいかないが、民間代表の形で通商代表部の設置を相互に認めたい」と述べた。つまり、中国の通商代表部設置を許可したいと言明したわけである。ところが外務省は使節団の滞日延長を拒否することを明らかにした。すなわち、使節団の滞在期間が切れる二六日、外務省は門脇（季光）事務次官名で国貿促の村田会長、日中議連の池田代表両者宛に「使節団一行の滞在期限の延長は認められない」旨を文書で通知したのである（『同』四月二七日）。

一方、池田をはじめ、石川栄一（参・自）、帆足（左社）、中村高一（右社）、木村喜八郎（参・労）らは、二七日午後、院内で鳩山首相に会いし、局面打開のため善処方を要望した。会見後池田らは、「鳩山首相が要望事項はいずれも結構なことであるからできるだけ協力すると言明した」と述べ、これは事実上、日中両国の中央銀行が支払協定の締結について交渉すること、また通商代表部の設置、見本市の開催などを政府が了承したものと議員連盟側は解釈し、「日中交渉はこれで進展するだろう」との楽観的な見通しを明らかにした。ところがその直後、今度は根本龍太郎内閣官房長官が院内で記者会見を行い、「首相が同日午後二時日中貿易促進議員連盟の池田らに対し、日中貿易の支払協定に関し政府保証を与えることに同意した」との議員連盟側の発表を否定したのである（『同』四月二八日）。

使節団の滞日期間延長の件にしても、鳩山首相の協力発言の件にしても、政府内の対応は揺れ動いた。二七日、中国側は日本政府の態度に不満の意を表明し、この状態では交渉の継続が困難である旨を示唆した。このため池田は二八日に院内で鳩山首相、重光外相、根本官房長官、岸信介幹事長らと個別的に会見し、協定の締結まで使節団の滞在を認めるよう了解工作を行い、何とか同意を得た。そして翌二八日、一万田蔵相が記者会見で、「政府としては政府が決済を保証したり、中央銀行間で決済したりする考えはない。しかし今までのような個別的決済は不要であるから信用に基づく集団決済について何らかの解決策を検討した方がよいと思っている」と述べた。慎重な発言ながらも、事実上これまでの全面否定の立場から条件付き容認へと政府の立場を変更したのである（『同』四月二九日）。

この新たな発言を受けて、二九日、中断されていた日中貿易決済小委員会が開かれた。そして三〇日午後には池田・蘆会談で、日中双方から各二名の起草委員を出して協定草案の起草に着手することに意見

が一致した。さらに五月一日には再度の池田・蘆会談で、仲裁問題などを残して主な問題についてほぼ中国側の了承を得られたため、翌二日に双方から選ばれた条文起草委員会で貿易協定の条文を起草し、同日直ちにこれを全体会議に図って正式決定したのち、四日に大手町の産経会館で調印式を行うなど一連の段取りを決定した（『同』四月三〇日、五月一日、二日）。まさに急転直下の相次ぐ決定となった。

日中交渉が土壇場で一気に妥結した背景には、中国側の大きな譲歩があった。その判断理由としては、直接的には鳩山首相が日中議連の要望に協力を約束したことがあったが、中国側がこれ以上交渉を続けても意味がなく、いまが妥結の潮時と考えたからであった。

そもそも中国側が今回の交渉で終始強く主張し続けたのは、①協定の実行について日本政府が保証すること、②相互に政府の貿易代表機関を交換すること、③両国の国家銀行間で支払協定を結び両国の通貨による直接決済の道を開くこと、の三点であり、いずれも日本政府が日中貿易に積極的な支持と保証を与えるよう促すものであった。中国側は日中貿易の拡大を公約として第一党に躍進した鳩山内閣の成立により、上記のような主張を日本政府が受け容れる条件は十分に熟していると分析していた。ところが日本側協商委員の村田や池田など多数は、現状の国際情勢下では政府を積極的に関与させることは無理であり、日本側として公約できる限度は見本市の開催、民間の通商代表部員の交換程度であるとの見通しに立ち、この線で協定をまとめたいと中国側を説得し続けた。このような協商委員の行動には批判的な眼を向ける日本の業界人も少なくなく、政府が中国側の主張どおり積極的に問題解決に乗り出すよう望む声もあった。四月下旬、中日貿易会、日中貿易地方対策委員会、中小企業関係中国貿易代表団歓迎会などが政府や国会に行った陳情や、総評、日中友好協会、日中日ソ国交回復国民会議などによる運動も政府への圧力となった。

しかし池田が議員連盟の各党代表とともに鳩山首相に会見し、首相から「協力する」との言質を得て以来、急速に事態が変化していった。池田は「政府が保証する」となれば責任を負うことになるため、「協力する」といった微妙な表現にぼかし、首相への要望書の内容も民間通商代表部の交換など日本側の主張を採用したわけである。中国側がもしもこの首相の言明だけに満足せず、さらに交渉を続けたならば、問題は一層政治問題化して混乱を生じるばかりでなく、ようやく足並みを揃え始めた日本側の促進団体内部に分裂をもたらして、現実の日中貿易の進展にも悪影響を与えるかもしれなかった。これが中国側の現状認識であり、また譲歩を決意させた要因であったと思われる（『同』五月二日）。

さて日本側は、交渉上の争点となった重要問題に対して、次のような条文で臨むことにした。第一に決済問題に関しては、協定第五条に「双方は両国の貿易に関する一切の支払について日本銀行と中国人民銀行との間に支払協定を速やかに締結することに同意する。ただしそれが実行されるまでは現状どおり英ポンド建決済を行う」旨明記する。第二に通商代表部の相互設置に関しては、協定第九条（実際は第十条）に「相互に民間の通商代表部を交換する」ことを謳い、協定の付属覚書に通商代表部の職務内容などを規定する。<sup>(1)</sup> 第三に見本市開催問題に関しては、協定第十条（実際は第九条）で「双方は相手国で見本市をそれぞれ単独で開催する」とした。また付属覚書で見本市について「相互にあらゆる便宜を与え」、「中国側は本年内に東京、大阪で、日本側は明年四月までに北京、上海で開催する」旨を記す。第四に、協定と付属覚書のほかに双方が書簡を交換し、日本側から「日中貿易促進議員連盟代表が先月二七日鳩山首相に会見した結果、同連盟の要望に首相は協力を約束した」ことを伝え、使節団からこれを「了承した」旨返事する。<sup>(2)</sup> 第五に、条文起草委員は中国側が蘆副団長ら三名、日

本側が宇田耕一ほか四名とする（『同』五月二日）。

こうして五月二日の午前と午後に全体会議が開かれ、協定条文委員会で決めた協定原案に基づいて逐条審議を行った。その結果、新貿易協定は前回の協定と同額の総額片道三千万ポンド（八四〇〇万ドル、約三〇〇億円）としたほか、一三条の条文と輸出入品目の分類附表から成ることに決定した。このほかに日本政府の日中貿易協定に関する裏付け問題（政府保証）に関して、日本側の努力を明示するための文書が交換されることになった。なお中国側が政府代表を強く主張した通商代表部については、政府代表か民間代表か明確にせず、ただ「外交官待遇としての権利を与える」となった。こうして午後九時すぎに妥結となったのである（『同』五月三日）。四月一日の交渉開始から三二日目のことであった。

新日中民間貿易協定の調印式は、四日午前一〇時半から大手町の産経会館国際会議場で双方の関係者一五〇余名が出席して挙行された。日本側は国貿促および日中議連、中国側は中国国際貿易促進委員会によって調印された。新協定は即日発効、有効期間は一年となった。全一三カ条の新協定条文および貿易協定商品分類附表を確認ののち、双方の交渉委員全員が署名した。そして貿易協定に対する日本政府の裏付け（政府保証問題）に関する文書を交換し、その後日本側を代表して村田会長と池田議連代表理事が挨拶し、続いて中国側代表雷が挨拶して、午前一一時五〇分に式を終了した。

注

- (1) 「互いに相手国に常駐の通商代表部をおくこと。日本側の常駐通商代表部は北京におき、中国側の常駐通商代表部は東京におくこと。双方の通商代表部および部員は外交官待遇としての権利があたえられること。双方はまた、上記のことを速やかに実現するように努力することに同意する」となった。



## 「第三次日中民間貿易協定とアメリカの対応」

- (2) 村田・池田から雷への書簡では、「…一九五五年四月二七日鳩山内閣総理大臣に会見した際、鳩山内閣総理大臣はこれにたいし、支持と協力をあたえる旨明言いたしました」とし、また雷から村田・池田への返書では、「…日中貿易協定にたいしてわが国政府が支持と協力を与える問題に関し、日中貿易促進議員連盟の代表が一九五五年四月二七日鳩山内閣総理大臣に会見した際、鳩山内閣総理大臣はこれにたいし、支持と協力をあたえる旨明言いたしました」とした（いずれも一九五五年五月四日附）。

### (6) おわりに

以上のとおり、第三次日中民間貿易協定は紆余曲折の末に成立した。最後に全体を総括し、その歴史的意義に触れて結びとしたい。

今回の新協定は、貿易総額を片道三千万ポンドとし、各輸出入品目をその重要度に応じて甲・乙・丙に三分類し、その比率を甲類三五%、乙類四〇%、丙類二五%とした点で第二次協定から変化していないものの、前協定に比べると輸出入品目の増加<sup>(1)</sup>や双方の見本市開催など、実質的に日中貿易拡大の方向へ向かって大きく前進した。また不透明性が残ったとはいえ、外交官特権を付与される通商代表部と代表部員の交換、日本銀行と中国人民銀行との間に支払協定締結を努力目標として明記したことも、従来にはない新規性として高く評価された。しかも新協定の実施に関して政府は直接責任こそ保証しなかったものの、鳩山首相が「支持と協力」を明言した点が過去二回の協定に比べて一段と実効性の高いものと見なされた。

他面、日中交渉を停滞させた要因としては、第一に、アメリカ政府および台湾国民政府の牽制があった。とくにアメリカ政府は国内法である外国資産管理令、マッカラン法、輸出統制法などによって対中貿易を望む日本の業界に対して心理的圧迫を加えたばかりでなく、東京の米大使館がワシントンの指示に基づいて日本外務省や通産省に忠告

するなど、政府当局を介した日本経済界への間接的関与を行った。第二に、ココム・チンコムに代表される対中国輸出統制機構の存在があった。すでにココム成立時に米・西欧間にはソ連圏への輸出統制の度合いに関して差異があり、日本側とすれば西欧並みの緩やかな対中輸出統制を望んだものの、占領期以来の対米従属体制からの離脱は容易でなく、結局期待するような統制緩和は困難であった。<sup>(2)</sup>そして第三に、政経分離原則に基づく日中貿易の発展を志向する日本側と、政経不可分原則に基づく政府保証を求める中国側との基本方針の違いが当初から一貫して存在した。これらの影響としては、経団連や日商など財界中枢部が日中貿易交渉への参画を断念するなど、一定の効果が生じた。

以上のように日中交渉にとっては好ましくない政治的環境があったにもかかわらず、協定の調印まで到達できたのは、地方の中小企業を含む貿易業界全体の中国貿易への積極的姿勢が推進力になったことに加えて、池田正之輔を中心とする日中議連の政治家達の粘り強い交渉能力にあったことは否めない。交渉の前段では国貿促の村田らが日本側の主導権を握っていたが、いざ交渉が始まって難航した中段以降、そして決着へと向かう後段の頃には、もはや池田らの政治的手腕無くしては中国との妥結はあり得なかった。とくに中国使節団の滞日延長をめぐる国内折衝や、鳩山首相から「支持と協力」の発言を引き出すことによって頑なな中国側を軟化させた力量など、いずれも日中妥結の決定的要素となった。

池田とともに交渉に携わった日中議連の木村喜八郎は、今度の日中貿易協定の意義と成果は調印された協定文の“中”よりも、協定文の“外”にあると総括し、その論拠として、第一に中国の貿易代表を日本へ招き、東京で貿易会談を開くことができた事実、第二に鳩山首相が国会の施政方針演説で「極力（対中）貿易関係の改善に努めたい」と

述べ、日中貿易協定への“協力”を約した事実を挙げた。その上で木村は、「第三次協定の具体的成果は一にかかって鳩山首相が今後この“協力”をいかに実行に移すかにある」と注文を付けたのである。<sup>(3)</sup>『朝日新聞』も、「日中貿易は第三次協定の調印により新しい段階を迎えた。いわば“日蔭の存在”から“陽のあたるもの”になりそうな希望がみえてきた。しかしそれだけに、政府もいつまでも日中貿易に対して一般的な拡大の公約をするだけにとどまらず、具体的な方針を示さねばならないところに来た」（五月五日）と、木村とほぼ同様の論評をし、日本政府の対応を今後注視する必要性に論及したのである。なおこの点は、五月四日の調印式の際に、中国側の雷団長の挨拶の中でも指摘されたことであった。<sup>(4)</sup>

では一体アメリカ側はこの新協定をどのように総括したのであろうか。東京の大使館でこの問題を担当するカーは、長文の五月三一日付国務省宛文書（主題「中国貿易使節団訪日の結果」）<sup>(5)</sup>の中で日中交渉全般を厳しく評価した。その要旨は以下のとおりである。

そもそも中国側は日本訪問以前からある一定の政治目的をもっていた。それは自国への厳重な貿易統制を緩和させることと、日本政府をして中国承認へと踏み出させるように仕向けることであり、それは鳩山新政権下で可能であると計算していた。しかし結果として、その計画どおりには進まなかった。実際使節団トップの一人は、今回の訪問は「時期尚早」であったと結論づけている。その理由は、第一に中国側の対日要求が幅広く、しかも前回の李徳全一行と違って高圧的な態度であったこと、第二に中国側は日本のマスコミに対して好ましい態度を取るとの配慮が欠け、むしろ傲慢な態度を取ったこと、第三に地方への視察に際して、日本のあらゆる面を見学させるべきであると要求し、そのことが日本側に疑惑を生んだことと、日本の中小企業側は中国使節団の視察のために時間と資金をかけて商取引の効果を期待し

たにもかかわらず、中国側は消費財に対して何ら関心を示さずに落胆させたこと、第四に日本側の貿易推進者が親共産主義の性格を露わにし、またアメリカ側の無言の圧力もあったため、日本の保守層や大手企業が交渉自体への参入や貿易取引そのものを拒否したこと、第五に台湾政府が日本政府に抗議したばかりでなく、日中貿易協定が調印される一二日前の四月二二日にタイミング良く、年間九四〇〇万ドルに及ぶ新しい日台貿易協定を締結したこと、そして最後に、鳩山首相が選挙公約の中で日中貿易の促進を掲げたものの、実際には日本政府が中国との貿易取決を拒否したことである。

とくにカーは、鳩山もしくは日本政府が態度を変化させた政治的背景として、日本の防衛予算をめぐる日米交渉を挙げた。つまり、村田が鳩山に協力を強く望んでいた当時は、鳩山政権が防衛予算をめぐる日米交渉に全力を挙げていた時期と重なっており、結局、共産圏問題によって対米同盟関係を阻害する必要はないと日本政府が判断した。したがって中国側が日本銀行による支払システムと、通商代表部員への外交的地位を要求して日中交渉が行き詰まるや、政府は村田側への支援を拒否した、との解釈を示した。

またカーは、鳩山首相が政府の立場に触れないまま、交渉を“支持し協力する”と声明したことが、村田・池田と雷間の交換書簡に用いられたばかりか、雷団長がこの首相の書簡によって「助けられた」と述べたことが日本政府内に波紋を広げた、と指摘した。この点について外務省の湯川経済局長は米大使館の経済参事官に対し、実は首相は難航する交渉が合意に達するかもしれないと思って一般的に「協力し支援する」旨を発言したが、新聞がこれを日本政府が新協定の実施を確実に認めたと曲折して報道した、と述べた事実を明らかにした。

さらにカーは、日本銀行と中国人民銀行間の支払協定の締結に関する条項と、外交的地位を与えられた通商代表部の交換に関する条項が、

協定の“将来の目的”と明確に考えられているため、この協定は双方にとってほぼ一様に「失望するもの」となるだろう、と結論した。通産省の某高官は今回の協定は第一次協定の約三〇%だけが認められたにすぎないと証言していること、また石橋通産相は「(中国側が要求する品目の大半がココムに基づく禁輸品目であるから)新協定に基づく対中国輸出はおそらく一〇七〇万ポンドを超えないであろう」と悲観的な観測をしていることを実例に挙げた。

以上のようにカーは一カ月余に及ぶ日中交渉過程を詳細に分析した上で、「中国側にとって、この使節団は期待されていたものより、はるかに成功に程遠かったことを証明した」と厳しい総合評価を下した。そして今後、アメリカは対中輸出統制面で日本側と頻繁に協議することが重要であり、そのために東京の大使館は経済防衛計画 (the economic-defense program) に関与する外務省・通産省官吏との緊密な折衝を続ける必要がある、と提起した。冷戦さ中、中ソ共産圏との激しい対決姿勢を取るアメリカ側の立場からすれば、厳しい判定や見方は当然ではあるが、その部分を割り引いたとしても、日本経済界と政府との複雑な関係とか中国使節団の地方視察の実状、あるいは鳩山発言の裏面など、日本側の新聞報道から欠落した鋭い視点や新規な情報は軽視できないものがある。

では第三次協定はその後の歴史にどのような役割と影響を及ぼしたのか。

まず一九五六(昭和三一)年に日中両国でそれぞれ見本市(物産展)の開催が実現して成功を収めた半面、中国側がもっとも期待を寄せた通商代表部設置や支払協定は実現せずに終わった。この背景には、鳩山一郎に代わって首相に就任した石橋湛山が日中関係の正常化に乗り出そうとした矢先に病に倒れ、石橋内閣は一九五七(同三二)年二月に短命で終わったこと、そして石橋に代わる岸信介が、日中関係の改

善よりもむしろ日米安全保障関係の不平等性の改善に重点を置いたことがある。翌五八（同三三）年三月に池田正之輔が代表として北京で「第四次日中貿易協定」を締結しながらも、台湾やアメリカ側の強い圧力を受けた岸政権は通商代表部の交換と支払協定の締結に踏み切る意思はなかった。ここで中国側は岸内閣に見切りをつけた。同年五月の“長崎国旗事件”を契機として「日中国交断絶」という最悪の事態を迎える。東西冷戦期の中で、中国内部の大躍進政策に伴う混乱、台湾海峡をめぐる危機など、日中両国を取り巻く国際環境はあまりにも厳しかったのである。

注

- (1) たとえば、中国からの輸入品では、甲類＝銑鉄、乙類＝米、麻類、ニカワ、各種皮革、羊毛、葉煙草であり、他方、日本からの輸出品では甲類＝発電設備、乙類＝切削工具および材料、各種合金鉄、丙類＝モノタイプ、家庭用ラジオ・テレビセット、拡声器、牛乳、映画、雑貨などである。
- (2) 前掲論文「CHINCOM（対中国輸出統制委員会）をめぐる同盟政治と日本」六頁参照。
- (3) 『朝日新聞』一九五五年五月四日夕刊参照。
- (4) 「本日、貿易協定は調印されましたが、こんごの問題は、どうしてこれを実現するかにあります。…協定が円満に実現されるかどうかの鍵は、政府がそのはたすべき責任と義務をはたすかどうかにかかっていることは明らかであります。」——前掲書『日中国交回復関係資料集』一七八頁より。
- (5) <SEC> From AET to The Dept of State, Subj: Results of the Visit of the Communist Chinese Trade Mission, May 31, 1955.

# The Third Non-governmental Trade Agreement between Japan and China, and American Responses

MASUDA Hiroshi, Ph.D  
Professor, Faculty of Social Sciences  
Toyo Eiwa University

This article is aimed to clarify the process of foreign negotiation between the Japanese politicians, businessmen, etc. who were eager to enlarge the trade with China and the Chinese trade mission for their purpose of concluding the third trade agreement during the period from December of 1954 to May of 1955. The United States of America, represented by John F. Dulles, Secretary of State, however, never showed affirmative attitude against the Sino-Japanese negotiation because of his strict anti-communism. The Hatoyama cabinet started in late 1954 had to be driven into a corner not only by this American pressure but also by the Chinese aggressive approach toward Japan on the grounds that the trade agreement should lead to political normalization and then diplomatic relations between the two countries.

After all, the agreement was signed on May 4, 1955, as the result of Prime Minister Hatoyama's clarification on April 27 that "the Japanese government gives this agreement support and guarantee" as well as agreement on both sides on increasing exports and imports items and holding trade fairs with each other. Meanwhile, foreign problems remained, such as the new commercial representatives vesting their members with diplomatic privileges. Although the diplomatic relations between the two countries were broken off soon after the so-called Nagasaki Chinese Flag incident on May 2, 1958, it should be thoroughly recognized that both governments failed to settle by mutual concession the issue of the diplomatic status of the commercial representatives.